

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 9件

厚生年金関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 15件

国民年金関係 7件

厚生年金関係 8件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和35年8月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については昭和33年9月は4,000円、同年10月から34年9月までについては5,000円、同年10月から35年7月までについては8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月1日から35年8月1日まで

私は、昭和31年4月にA社に入社し、35年7月まで在職した。33年9月頃、家庭の事情で県外に行く予定で、退職することを事業主に口頭で伝えたが取りやめになり、そのまま1日もあかずに勤務していたし、夜学に行っていたのでよく記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁のオンライン記録では、申立ての事業所において昭和31年7月1日に資格取得、33年9月1日資格喪失となっている。

しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の「資格喪失年月日」欄に記載されている昭和33年9月1日は、申立ての事業所が健康保険組合に加入した日付と合致していることから政府管掌健康保険の資格喪失日であることが判断できるうえ、同名簿の「標準報酬等級並びに適用年月日」欄には、「33年10月-3等級、34年10月-4等級」との算定基礎届の改定記録があり、申立人が資格喪失日とされる33年9月1日以降も申立ての事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、同被保険者名簿により、昭和35年度の算定基礎届は、35年9月27日に社会保険事務所の職員が調査作成していることが確認でき、この際、申立人についても「35年8月-8千円」と記載していることから、この時点では申

立人の厚生年金保険の資格喪失届は提出されておらず、その後、申立人が同年8月1日に他の事業所で資格取得したことから、当該報酬記録は抹消したものの被保険者名簿に厚生年金保険の資格喪失日を記録しなかったため、同名簿に記載されている33年9月1日が厚生年金保険の資格喪失日としてオンライン記録に誤って登録されたものと推測することができる。

さらに、同被保険者名簿には事業主及び同僚4人についても「資格喪失年月日」欄に申立人と同様に健康保険組合に加入した日付である昭和33年9月1日の記載があるが、社会保険事務所の記録から厚生年金保険の資格喪失年月日が同日となっている者はいないことが確認できることから、社会保険事務所における年金記録に係る管理及び処理が不適切であったと推認される。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和35年8月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったものと判断することができる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和33年9月を4,000円、同年10月から34年9月までを5,000円、同年10月から35年7月までを8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和23年3月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を23年3月から同年12月までを600円、24年1月から同年3月までを3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月10日から24年4月15日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが判明した。

事業所からの人事カードがあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所から提出のあった人事カード及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B支社から同社B事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事カードの記録により、昭和23年3月10日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の人事カードの記録から、昭和23年3月から同年12月までを600円、24年1月から同年3月までを3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C案内所における資格取得日に係る記録を昭和29年6月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月15日から同年7月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間の記録が無いことが判明した。
事業所からの人事カードがあるので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業所から提出のあった人事カード及び当時の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（同社B案内所から同社C案内所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事カードの記録により、昭和29年6月15日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年7月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA(株)における資格取得日に係る記録を昭和54年7月1日に、資格喪失日に係る記録を55年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を54年7月から55年4月までについては6万4,000円に、同年5月及び同年6月については18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月1日から55年6月30日まで

申立期間に係るA(株)での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、加入事実がないとの回答があった。

昭和54年3月にB市のC(株)を退職して実家に戻り、兄が経営する家業の植木屋の手伝いをしていたので同年3月か4月ごろ国民年金に加入した。その後、公共職業安定所の紹介でA(株)に就職し、申立期間の1年間勤務した。この時の給料明細書では厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書により、申立人がA(株)に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書上の保険料控除額から、昭和54年7月から55年4月までについては6万4,000円に、同年5月及び同年6月については18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険庁の被保険者名簿には申立人の被保険者としての記録が無い上、申立事業所は平成14年12月3日に解散し、事業主等の所在も不明であることから確認することができないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格

の取得届が提出されていた場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和54年7月から55年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の（医）A医院に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年1月13日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月15日から同年10月1日までは、厚生年金保険法第75条本文規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の（医）A医院における資格喪失日を同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで

私は、平成9年1月から（医）A医院に勤務し、現在も継続して勤務している。申立期間当時は、当該事業所内の老人保健施設での勤務となったが、申立期間について厚生年金保険の記録が未加入となっていることに納得できない。また、当該事業所の事務担当者を確認したところ、事務方の事務処理の誤りであることが確認できたので、記録の訂正をして頂きたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の（医）A医院に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成9年1月13日、資格喪失日は当該医院が20年6月に被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、資格喪失日が9年9月15日から同年10月1日とされた。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間を含む平成9年9月1日

から同年10月1日までについての年金記録の訂正を求めているものであるが、申立人が所持する同年1月から同年9月までの間の給与明細書により、当該期間について、申立人は事業主により給与から厚生年金保険料（19,085円 標準報酬月額22万円。）を毎月控除されていることが確認できる。

また、事業主も、申立人の被保険者資格喪失年月日を誤って届け出たとし、訂正届を行っており、申立人に係る平成9年9月分の保険料については未納と認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の平成9年9月15日から同年10月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額は、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額及び平成9年8月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を平成9年10月1日と届け出るべきところを同年9月15日として届け出たと事務手続の誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと判断できる。

第1 委員会の結論

申立人の（医）A医院に係る被保険者記録は、資格取得日が平成9年4月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月15日から同年10月1日までは、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の（医）A医院における資格喪失日を、同年10月1日とし、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月16日から同年10月1日まで

私は、平成9年4月から（医）A医院に勤務し、現在も継続して勤務している。申立期間当時は、当該事業所内の老人保健施設での勤務となり、給与から厚生年金保険料も控除されていたが、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。また、当該事業主も事務手続の誤りを認めているため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の（医）A医院に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成9年4月1日、資格喪失日は当該医院が20年6月に被保険者資格の喪失届の訂正届を提出したことにより、資格喪失日が9年9月15日から同年10月1日とされた。ただし、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、当該期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならないとしている。

これに対し、申立人は、当委員会に対し、上記期間を含む平成9年9月1日

から同年10月1日までについての年金記録の訂正を求めているものであるが、申立人の同僚が所持する同年1月から同年9月までの間の給与明細書により、当該期間について、当該病院では、事業主により給与から厚生年金保険料が毎月控除されていることが確認できる上、事業主も申立人から標準報酬月額16万円に対応する保険料を給与から控除したと認めている。

また、事業主は、申立人の被保険者資格喪失年月日を誤って届けたとし訂正届を行っており、申立人に係る平成9年9月分の保険料については未納と認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の平成9年9月15日から同年10月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、当該期間における標準報酬月額は、社会保険事務所の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は資格喪失日を平成9年10月1日とすべきところを同年9月15日として届け出たと事務手続きの誤りを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと判断できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年1月15日から同年8月17日までの間の期間について、戦時加算の対象となる船舶に乗船していたと認められるため、当該期間については戦時加算とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和18年4月1日から同年7月25日まで
② 昭和18年8月1日から同年10月30日まで
③ 昭和19年11月15日から20年1月15日まで
④ 昭和20年1月15日から同年8月17日まで

私は、昭和18年4月にA汽船海員訓練所に入所し、その後、同年8月に海洋信号訓練所に入所し、同年10月末に当該訓練所を終了し、1年待機後の19年11月15日にB丸に信号員として乗船した。しかし、社会保険庁の記録によると、私の船員保険の記録は、20年1月15日からとなっており、納得できない。

また、戦時中は、当該B丸は軍徴用船として就航していたので、戦時加算の対象になると思われるが、当該加算の対象になっておらず納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④について、社会保険事務局が保管する「B丸」に係る船員保険被保険者名簿に、申立人の当該期間に係る記録が確認できる。

また、社会保険事務所が保管する「戦時加算該当船舶名簿」により、当該「B丸」が当該申立期間において戦時加算の対象船舶であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る船員保険被保険者記録に戦時加算分の記録を付記することが必要と認められる。

2 一方、申立期間①から③については、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書

等)は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録にも申立人の当該期間に係る船員保険被保険者記録は無い。

さらに、申立期間①及び②について、当該期間中は、海員養成期間中で乗船していないため、船員手帳も取得しておらず、同事業所での船員保険の被保険者資格は取得していなかったと推認することができる。

加えて、申立期間③について、「B丸」は、当事務室が入手した資料等から昭和20年1月15日に竣工したことが確認でき、申立人も「竣工前の進水試験で乗船していたかもしれない」と供述していることから、当該期間については、船員手帳も取得しておらず、船員保険の被保険者資格は取得していなかったと推認することができる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①から③に係る船員保険の保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和51年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月1日から同年12月1日まで

私は、A会社に昭和46年4月1日に入社し、今日まで会社を変わることなく勤務しているが、「年金加入記録のお知らせ」では、C部署からB支店に転勤した際の11月分が何らかの手違いで欠落している。私が継続して勤務し厚生年金保険料も支払っていることは、所持している個人資料ではっきりしている。年金記録の訂正をお願いする。

第3 委員会の判断の理由

申立人の人事記録、国民健康保険組合の加入記録、雇用保険の加入記録から、申立人がA会社に継続して勤務していることが推認され、また、国民健康保険組合の加入記録に申立期間について記録があり、当該事業所は、「国民健康保険組合の加入期間と厚生年金保険被保険者期間は連動しており、厚生年金保険料と国民健康保険組合保険料は給与から同時に控除していたので、国民健康保険組合の保険料のみを給与から控除するという事はなかった。」と回答していることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所及びA会社保管の社会保険被保険者台帳の昭和51年8月の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は「社内文書保存年限経過のため届出の事実を確認できる資料は無いが、申立人の申立期間について被保険者資格の得喪に係る届出に何らかの誤りがあったのではないか。」と回答していることから、前任地における被保険者資格の喪失日を新任地での取得日とする取扱いがされているはずと思われるところ、B支店において申立人の厚生年金保険の資格の喪失及び取得の届出が適正に行われていなかったと推認され、事業主は同支店における資格取得日を、C部署での資格喪失日である昭和 51 年 11 月 1 日とすべきところ、同年 12 月 1 日として届け出たものと考えられる。

事業主によるこれらの届出の結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 51 年 11 月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、同月の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立ての船舶における資格取得日は昭和15年6月1日、資格喪失日は16年2月22日であると認められることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和15年6月から16年1月までの標準報酬月額は45円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年6月1日から16年3月3日まで

私の年金記録を確認したところ、A丸での船員保険の期間が昭和16年3月3日から同年7月11日までとの回答であったが、14年から乗船していたので、船員保険が開始された15年6月1日から被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人の船員保険被保険者台帳の記録によると、申立人はA丸において、船員保険施行準備期間であった昭和15年5月1日に資格取得している旨を記載されているながら資格喪失の記載がなされることなく、同一の船舶について16年3月3日の資格取得が記載されており記載が不自然であることから、当時の船員保険被保険者台帳の管理機関における年金記録の管理及び事務処理が不適切であったことが推認される。

また、B公文書館で閲覧に供されている資料によると、A丸は昭和16年2月22日に船体検査に合格していることが確認できることから、同日には船体検査受検のためドック入りしていたことを推認することができる。

さらに、A丸は徴用船であるため船員の下船は特段の事情がない限りあり得ないと認められることから、申立人は、船員保険被保険者台帳に記載のある昭和15年5月1日から、少なくともドック入りする16年2月22日までは継続してA丸に乗船していたことを推認することができる。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立ての船舶における資格取得日は

船員保険施行日である昭和 15 年 6 月 1 日、資格喪失日は 16 年 2 月 22 日とすることが適当であると認められる。

なお、昭和 15 年 6 月から 16 年 1 月までの標準報酬月額については、社会保険庁が保管する船員保険被保険者台帳の記録から、45 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から46年12月まで
昭和42年1月から46年12月まで、A社で働いていた。

当時、会社は厚生年金保険に加入しておらず、国民年金の加入希望者には、会社が加入手続をし、保険料を給与から控除して納付してくれていたはずである。会社から一部保険料の補助があったと思う。

当時の給与明細書では保険料を控除してあるのに、未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していた事業主に照会したところ、「当時、給与から控除していたのは、当事業所で加入していた同業種の国民健康保険組合の保険料で、従業員の保険料の半額は会社が負担していた」と供述しており、昭和38年3月20日から平成元年3月1日まで国民年金の加入記録のある申立人の同僚も、「当時、会社は厚生年金保険に加入しておらず、自分で手続をして国民年金に加入し保険料を納付していた。給与から国保組合の保険料が数百円控除されていたが、会社からも国保組合保険料の補助がいくらかあった」と供述している。

また、申立人から提出された給与明細書4枚には毎月300円が控除されていたことが記載されているが、この控除額は、国保組合の昭和43年度の保険料が600円であることから、事業主が説明する半額の会社補助額を差し引いた本人負担額の300円と一致するが、申立期間における国民年金保険料額とは一致しない。

さらに、申立人は昭和47年1月5日が国民年金の資格取得日であり、申立人の国民年金手帳記号番号も同時期に払い出されていることが確認でき、申立

期間は国民年金の未加入期間とされていることから保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、具体的な加入手続及び納付方法も不明であり、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 11 月から 58 年 3 月まで

20 歳のころは、学生だったので国民年金に加入していなかったが、学生も 20 歳になったら国民年金に強制加入しなければならなくなったので、納付の時期は、学生が強制適用となった平成 3 年ごろのような気もするが、国民年金保険料をさかのぼって納付した。もしかしたら、それ以前に国民年金に加入したかもしれないが、役所の窓口に行ったのは覚えているので、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付についての具体的な記憶が明らかでなく、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 62 年 4 月から同年 6 月ごろに払い出されており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点において、申立人の申立期間にかかる国民年金保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も無く、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から40年3月まで

私は、昭和37年4月よりAのB楽器でC音楽教室の講師をしていた。B楽器では、今で言う正社員でもアルバイトでもない身分で、社会保険が無かったため、亡父がそれを知り国民年金に加入してくれた。

国民年金保険料も亡父が払ってくれていたはずなのに、昭和37年4月から40年3月まで国民年金が未加入になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していない上、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入手続及び保険料納付等の状況が不明である。

また、申立期間のうち、昭和37年7月から39年4月までの期間は、申立人の住民票はA都D区にあったため、当時、E市に在住していた申立人の父親は印紙検認による保険料の納付を行うことができない。

さらに、申立人は、「申立期間中、父母と自分及び父が経営する会社の従業員の国民年金保険料を父が集金人に納付していた。」としているが、申立人の父親の会社は、昭和37年6月1日に個人事業所として厚生年金保険の新規適用事業所となり、その従業員は厚生年金保険に加入していることから、従業員の国民年金保険料を納付していたとする供述は不自然である。

加えて、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い上、申立期間は、国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号を払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年6月から59年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月から59年3月まで

平成20年7月に年金記録を照会したところ、厚生年金保険に加入していた昭和58年6月から59年3月までの間に納付した国民年金保険料は還付されているとのことであった。

しかし、還付を受けた記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所における当時の国民年金保険料還付整理簿の保管は無いものの、保管されている国民年金被保険者台帳には、申立期間に係る還付決定日、還付決定期間及び還付決定金額の記載内容が確認できるとともに還付決定金額に誤りが無いなど、行政機関の還付記録に不自然な点は見受けられない。

また、申立期間に係る国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる特別な事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から41年2月までの期間及び41年7月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月から41年2月まで
② 昭和41年7月から45年3月まで

私は、申立期間①については昭和41年4月ごろ夫の国民年金保険料と一緒に市役所の窓口で納付した。申立期間②については46年2月ごろ夫の国民年金保険料と一緒に特例納付をしたので申立期間が未納期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い。

申立期間①について、申立人は昭和41年4月ごろにその夫の国民年金保険料と共に保険料を納付したとしているが、申立人の夫は申立期間の国民年金保険料を50年12月4日に特例納付しており、申立人の供述と異なる。

また、申立人の保管している国民年金手帳を見ると、昭和40年度の国民年金印紙検認記録は、昭和41年3月分以外の検認印が押されておらず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は保管している領収書(夫名義)で申立期間の国民年金保険料を二人分支払ったとしているが、原則的に、領収書は被保険者ごとの名義で発行されることから、申立人の夫名義の領収書に夫婦二人分の保険料の領収額が記載されているとの申立ては不自然である。

さらに、領収書の金額は申立人の夫の昭和41年7月から45年3月まで(社会保険事務所の記録では特例納付分と昭和44年12月から45年3月までの過

年度保険料の納付分を 46 年 2 月 20 日に領収) の金額とほぼ一致しており、その夫一人分の国民年金保険料であったと推認できる。

加えて、申立期間において、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年2月まで

昭和45年12月ごろ、女性（所属不明）が「会社を辞められているので、国民健康保険に入ってください」と国民健康保険への加入を勧めに自宅を訪ねてきた。その際、私の妻が私の国民健康保険及び国民年金の加入手続をしてくれた。何度か国民年金保険料を納付した記憶があるほか、年金手帳に「国民年金の領収証書の切れ端」が残っており、申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の保険料を納付したとする申立人の妻が保険料納付を示す資料として提出した「領収証書の切れ端のようなもの」は、保険料の納付を示す部分が残存しておらず、保険料の納付（納付の事実及び何年何月分の保険料なのか）が確認できない上、A市が納付された保険料（現金）について「領収証書」を交付するようになったのは、保険料の納付方法が「印紙検認」から「規則検認」に移行した昭和49年度以降であり、制度的にも当該資料が申立期間の保険料納付を示すものとは推認し難い。

さらに、申立人が保険料を納付したとする申立人の妻は、昭和45年12月ごろに行った国民年金加入手続時において国民年金手帳の交付があったか否かについては記憶が無いとしているなど、申立人の妻の申立期間当時の保険料納付等に係る記憶は曖昧なものであると推測できる。

加えて、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号払出簿の前後の任意加入者の資格取得日から、昭和51年5月ごろと推認でき、

申立人は、強制加入の資格で同年5月1日に資格取得している。このことから、申立期間は未加入期間となり、保険料の納付はできなかったものと推認できる（社会保険事務所保管の申立人に係る国民年金被保険者台帳には、資格取得前時に、取得前の厚生年金保険の被保険者期間（昭和47年3月7日から同年8月31日まで、50年8月10日から51年5月1日まで）を確認した記録があり、国民年金の資格取得手続の直前の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である51年5月1日に強制で資格取得されたものと推認できる。）。

その上、申立人には申立期間以外にも未加入期間や未納期間が散見されるほか、申立人の妻も申立期間を含め、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたとする昭和51年5月までは国民年金未加入期間とされている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から平成12年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から平成12年2月まで
私の通帳から国民年金保険料が引かれている。いつごろ加入手続きをしたのか、支払はどうかを聞かれても全く記憶に無いが、国民年金保険料が引かれている以上、国民年金に加入していたと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は444か月と長期間である上、申立人は国民年金加入手続きをした記憶は無く、国民年金手帳も交付された覚えは無いとしており、本人所持の預金通帳の記載以外に国民年金保険料を納付したことを推認できる資料が無い。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人の妻は、銀行の口座振替で自分の国民年金保険料を納付しており、その振替口座は申立人が国民年金保険料控除を確認できるとして提出した申立人名義の口座番号と一致しており、申立人の提出した銀行通帳からは国民年金保険料の控除は1人分であることが確認できる。

さらに、申立人は、「妻が国民年金への加入手続き及び国民年金保険料納付を行っていたであろう。」と述べているが、申立人の妻は、「夫の国民年金保険料を支払ったことは無く、夫の通帳から引かれている保険料は自分の国民年金保険料として引き落とされたものです。」と供述している。

加えて、社会保険事務所において、申立期間に係る国民年金記号番号払出簿を確認した結果、申立人についてA市では国民年金手帳記号番号の払出しの記録が無く、平成12年3月の厚生年金保険加入によって初めて国民年金手帳記号番号(基礎年金番号)が付番されたとみられ、それ以前に国民年金手帳記号番号及び厚生年金保険記号番号が付番された記録は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から同年12月3日まで
申立期間に、A社に雇われ、夫婦で建設会社の寮の管理人として住込みで働いていた。
給与は夫婦別々に支給されていたが、夫の厚生年金保険の加入記録はあるのに、自分の加入記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人と申立人の夫が申立期間に申立ての事業所に在籍していたことは確認できる。

しかし、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立ての事業所から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険被扶養者(異動)届」により、申立人の夫については平成3年5月1日に厚生年金保険の資格取得の届出が、申立人については同日付けで申立人の夫の健康保険被扶養者として届出がなされていることが確認できる上、申立ての事業所のオンライン記録では申立期間前後の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立ての事業所からは、「当時の社員名簿は残っていないが、一般的に、寮の管理人は住込みで勤務できる夫婦を採用しているが、その場合、夫は厚生年金保険に加入し、妻は夫の健康保険の被扶養者とし、給与も被扶養者としての収入要件の範囲内に収まるよう支給するのが通常だった」との供述が得られている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月1日から32年4月10日まで
昭和29年4月ごろにヤスリ工場に就職し、32年夏に倒産するまで勤務していたのに、厚生年金保険の記録が32年4月10日から同年7月30日までとなっているのはおかしい。

当初は従業員が少なかったので社会保険に加入していなかったが、従業員が増えたため30年4月ごろには社会保険に加入しているはず。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは、元事業主や同僚の供述から推認することができるが、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立ての事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和30年10月1日であり、それ以前に同事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はいないことが確認できるとともに、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の新規適用日から32年4月10日までの健康保険の番号に欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、同事業所は昭和32年9月1日に適用事業所でなくなっており、申立内容を確認できる関連資料や周辺事情は見当たらず、元事業主や同僚からも申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについての具体的な供述は得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月から27年11月9日まで

A社には、昭和26年春に兄の紹介で入社し、川の護岸工事を26年から27年の2期担当したので、申立期間は同社に勤務していた。

私は、先輩のB氏と同様の勤務状況、給与形態であったと思われるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の新規適用年月日が昭和26年9月1日であることから、申立期間のうち、26年9月1日以降は適用事業所であったことが確認できるが、社会保険事務所の保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は27年11月10日、資格喪失日は28年3月31日となっており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人の元同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかで無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 511

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年8月25日まで

私は、昭和19年9月1日から20年8月25日までの戦時中、A県のB事業所で挺身隊員として働いていた。挺身隊員の期間も厚生年金保険への加入期間であるとのことであり、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことを推認できる関連資料（給与明細書等）は無い。

また、申立期間当時のB事業所に係る申立人の厚生年金保険被保険者としての記録は社会保険事務所が保管する被保険者名簿にも無く、申立人に係る記録は確認できなかった。

さらに、申立人の当時の上司は申立期間において、他の事業所において厚生年金保険被保険者記録があり、申立期間に申立人に係る当該事業所における厚生年金保険被保険者としての記録は確認できず、このほかに申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から平成 4 年 1 月 1 日まで
私は、昭和 43 年 10 月 1 日から平成 3 年 12 月 31 日まで A 事業所の代表者として酒販店を経営していた。従業員を雇い、厚生年金保険に加入していた。しかし、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

また、申立人が事業主として経営していた A 事業所について、社会保険庁のオンラインシステムの事業所索引及び社会保険事務所が保管する申立期間当時の厚生年金保険事業所索引簿で検索した結果、記録は無く、厚生年金保険の適用事業所ではなかったと推認できる。

さらに、申立人は B 社会保険事務所において厚生年金保険の新規適用届の手続を行い、その後も当該事務所へ諸届を提出していたとしているが、平成元年 4 月の機構改革により、C 社会保険事務所が新設され、申立事業所所在地の管轄は C 社会保険事務所に変更されており、申立ての B 社会保険事務所へ諸届を提出することはできないことから、申立人の申立期間当時の厚生年金保険の手続に関する記憶は曖昧であると推認することができる。

加えて、申立事業所は平成 3 年 1 月に法人登記簿に係る商号名称の変更を行っているが、その当時の申立事業所の代表取締役は、「申立ての事業所は、当時厚生年金保険の適用事業所ではなかった」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 8 月から 36 年 5 月まで

私は、昭和 34 年 8 月 1 日から 36 年 8 月 15 日まで A 事業所に運転手として勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、34 年 8 月から 36 年 5 月までの期間については厚生年金保険への加入記録が無く未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書等）は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する A 事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人は昭和 36 年 6 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得、同年 8 月 15 日に資格を喪失（事業所別被保険者名簿では、資格喪失日は昭和 36 年 8 月 18 日）との記録があり、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者としての記録が無く、同名簿の申立期間に係る健康保険の番号に欠番も無い。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A 事業所は昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間のうち 34 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 31 日までの期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではない。

加えて、申立人が、申立人より先に申立事業所に勤務していたとする 2 名の者のうち、1 名は当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和 35 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、他の 1 名は新規適用後の同年 3 月 31 日に被保険者資格を取得しており、当該事業所では、採用（入社）時に直ちに被保険者資格を取得させていない状況がうかがえ、申

立人においても当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった日に被保険者資格を取得していないことは不自然ではないと推測できる。

このほか、申立事業所は、昭和 50 年 5 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同事業所の清算人に照会したところ、申立期間当時の関係資料は保存されておらず、申立人の雇用情報（雇用の有無、賃金台帳の有無等）について確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 5 日から 43 年 7 月 13 日まで
② 昭和 44 年 4 月 1 日から同年 10 月 4 日まで

昭和 40 年に高校を中退し、知人の紹介でAに入社した。その後、同業種のBから人手が足りないので入社するよう勧誘され、Bに入社した。また、Cには、Bに勤務していた頃、家族の勧めで入社した。このように、これら3社には継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間は継続していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するAの健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の資格得喪は、昭和 40 年 4 月 1 日に取得、41 年 6 月 5 日に喪失とされており、申立期間に係る記録は無い。

さらに、申立てに係る事業所は現存しており、同事業所では、「古くからの社員の記憶によると、申立人が在籍していたことは事実のようであるが、本社所在地が移転したことなどもあり、申立期間に係る賃金台帳や社会保険事務所への届出の控え等の関係資料は保存されていないので、申立人の被保険者資格得喪及び保険料控除・納付については不明である。」と回答しており、申立人の資格取得届出、保険料納付について確認ができない。

加えて、申立期間に係る雇用保険被保険者記録は無い上、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、

ない。

2 申立期間②について

申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するBの健康保険厚生年金保険被保険者原票及びオンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の資格は、昭和43年7月13日に取得、44年4月1日に喪失とされており、申立期間に係る記録は無い。

さらに、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、厚生年金保険の事務処理を担当していた社会保険労務士に照会したが、「申立人に係る記録は保存されておらず、申立当時の資格得喪、保険料控除・納付については不明である。」との回答であり、申立人の資格取得届出、保険料納付について確認ができない。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険被保険者記録は無い上、同僚等の供述も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月 5 日から 29 年 1 月 18 日まで

私は、昭和 27 年 9 月 5 日に A 指導所の実習船を退船し、退船の日に同級生と一緒に B に乗船した。

乗船した後は、東シナ海の漁場で操業、C や D の魚市場に水揚げをするという約 1 週間単位の航海をし、その繰り返しだった。

給与は、約 1 か月ごとに入港時に上司である乗組員から渡してもらっていた。当時は、給与明細書はよく見ておらず、給与から保険料が控除されていたかどうかは覚えていないが、申立期間に係る船員保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る船舶は船舶登記がされており、所有者の氏名、船名が申立人の所持している船員手帳の記載及び申立人の記憶と一致することから、申立人が当該船舶に乗船していたことが推認されるが、申立人は申立期間に給与から船員保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料を所持していない。

また、当該船舶は総トン数 24.43 トンの漁船であり、申立期間当時は船員法第 1 条により総トン数 30 トン未満の漁船の乗員は船員法の船員に該当しないとされていたことから、当該船舶が船員保険法の適用対象外であること、申立人が所持している船員手帳の申立期間に係る公認年月日及び官庁名印欄に第 2 号官庁印が押されておらず、船員法による乗船期間として公認されていないことから、申立人は船員保険の被保険者であったとは考えられない。

さらに、社会保険庁の記録では当該船舶は船員保険の適用船舶とはなっていない。

加えて、社会保険庁の記録から、当該船舶の所有者とみられる者、当該船舶の船長及び申立人が一緒に乗船していたとする同僚と同姓の者の連絡先が判明したが、当該船舶の船長は「申立期間に船長として乗船していたことは確かだが、乗組員が多かったので個々の乗員については覚えておらず、申立人が船員保険に加入していたかどうかは分からない。」と供述していること、船舶所有者とみられる者は既に死亡しており、同僚と同姓の者は申立期間に係る船員保険の記録は無い上、既に死亡しており、申立人の船員保険の保険料納付に関する供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情はみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。